

研修報告書



令和 7 年 2 月 10 日

尼崎市議会議長 様

会 派 名 公明党
代表者氏名 前迫直美
受講者氏名 真鍋修司

地方議会セミナー

「DV 被害・ジェンダーの現状と効果的な対策手法」

日 時：令和 7 年 2 月 4 日（火）10:00～17:00

会 場：オンライン（ZOOM）受講

●10:00～13:00 「女性への暴力とジェンダーを考える」

講師：吉田容子氏（弁護士）

吉田先生からは、

- 1、女性への暴力とジェンダー（含：イスタンブール条約）
- 2、DV とはジェンダーに基づく支配である
- 3、DV に対する国内法
- 4、DV の根絶に向けて自治体ができること
- 5、共同親権制度と問題の所在
- 6、夫婦同氏強制制度は何が問題か

の 6 項目に沿って話がありました。

話を概括すると、まず **DV 問題**について、DV はジェンダーに起因する支配である。

ジェンダーとは「生物学的性差」SEX と別に「社会的・文化的に形成された性差」gender であり、生物学的性差を厳密に判別する必要性が出てきたことによりできたもの。そして、社会のあらゆる場面でジェンダー差別は蔓

延していて、すべての領域において、ジェンダーの視点で見直し、ジェンダー格差解消を目指すことが必要（ジェンダーの主流化）だと指摘されました。

DVは「身体的暴行」ではなく、「身体的暴行と暴言」でもない。心理的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを利用した暴力等々、支配の手段は複合的。

「支配/被支配の関係」を背景に又はその中で生じる暴力であるとのこと。DV事案かどうかの判断には関係全体を見る必要がある。点ではなく立体。個々の言動に分断して評価（縮小）するのは間違い。

では、何故DVは「ジェンダーに起因する暴力」なのかと言うと、支配/被支配の関係は「親密関係」の中で生じやすい。親密関係の典型が、法律婚・事実婚・パートナー・交際中等の関係。そのイメージは「互いを尊重する暖かな関係」。

実際はどうか？非対等な関係（しみついたジェンダー意識と強固な性別役割分業、顕著な経済格差）。家族幻想（女性にとって離婚は失敗、子どもには両親が必要等々）。イメージと実態とのズレを直視せず（直視したくない）否認。支配/被支配のサイクルにはまると離脱が困難。

閉鎖的空間。第三者からは実態がわかりにくく、支援も難しい。→これらが絡まり支配/被支配関係が形成される。

では、「支配」されない（支配から脱却する）ためにはどうすればよいか
第一に「家族幻想」の誤りを認めること。

「家族」のイメージ。法律婚カップル＋嫡出子。夫は稼ぎ、妻は家事育児介護。この形態を「標準」とする社会システム。

実際にはそのような「家族」は少数。「標準家族」はもはや少数（1/4）。今後も減少傾向。

第二に、就労の継続と格差是正（稼得能力の獲得と維持）が大事。

しかし、「女性活躍」は非正規の増加でしかない。収入格差は支配/被支配の原因であり、結果である。

次に、DVに対する国内法は、

〈DV防止法〉基本計画策定（都道府県は義務、市町村は努力義務）

配偶者暴力相談支援センター設置（都道府県は義務、市町村と特別区は努力義務）

保護命令・支援機関の支援で申し立てる人が多い。既に身体的暴行又は生命等に対する脅迫を受けたことが要件（未然防止ではない）。

相談期間6か月間では事件は解決しない。「再度の命令」はその必要性が

要件。

DV 問題の最後に、根絶に向けて自治体ができること。

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する（DV 防止法 2 条）

〈未然防止〉学校教育

性暴力については「命の安全教育」実施している。（加害者、被害者、傍観者にならないように）

中学・高校ではデート DV 教育は一部で実施。自治体間の格差大。

広報啓発。病院、保健所、保育園・幼稚園・学校、民生委員、児童委員など。養護教員に限らず職員の研修。連絡先・相談先も明記。相談機関、相談員の継続雇用（身分保障）によるレベルアップが必要。

〈生じた後の支援〉相談員による継続支援。安全な生活の確保。警察。配偶者暴力相談支援センター。民間シェルター。病院。

自立に向けて。住居の確保。生活費の確保。保育園、保育室などの入園、小学校・中学校。就労支援。民間支援団体との協働。

次に、**共同親権制度**については、親権とは「親固有の権利」ではない。「子を育てる義務と責任（及びその限りでの必要な権限）」である」

その内、財産管理（権）は、子の財産を管理する権利義務。それ以外は身上監護（権） 子の監護及び教育をする権利義務。

ただし、親だから適格というわけではない。

離婚後の「親権者」指定は選択制。原則共同は大きな誤解。

「親権」の行使方法（婚姻中及び離婚後共同親権の場合）

原則は共同行使。

例外は、監護教育に関する日常行為、子どもの利益のため急迫の事情があるとき、家裁が特定事項について親権行使者を指定したとき。

「親権」の「共同行使」の意味

「共同行使」というのは「共同の意思で決定すること」

父母間に信頼関係がある間はそれでも何とかなる？

父母間の信頼関係が失われた場合はどうか？紛争が多発。支配/被支配が

継続する。

結局、誰のための何のために法改正をしたのか？

婚姻中でも離婚後でも、子のために協力できる関係があれば現行法で問題ない。

紛争の多発。強い者勝ち。早い者勝ち。家裁は対応困難（形式的判断）。子どもも監護親も第三者も、困る。

最後に、**夫婦同氏強制制度**について、1889年明治民法において、戸籍制度の「戸」を再構成。氏は「家」の呼称。

1947年民法の大改正

戸主制度と「家制度」の廃止。→氏は「個人の呼称」

しかし戸籍制度（戸籍法）夫婦（親子）同氏強制制度（民法）等は残存。

個人単位の登録制度でダメな理由は何か？

氏は「個人の呼称」、人格権の一内容。

氏の変更には「やむを得ない事由」が必要。

「家の呼称」はありえない（家制度は廃止）。それなのに法律婚を理由に同氏を強制しうる根拠は何だったのか？

1996年法制審答申→民法改正要綱

婚姻の際に夫婦同氏/別氏を自由に選択できる。

同氏強制制合憲論（最高裁判決より）

「氏には・・・社会の構成要素である家族の呼称としての意義がある」

同氏強制制度違憲論の理由（最高裁判決より）

問題は、夫婦が同氏であることの合理性ではなく、夫婦同氏に例外を許さないことに合理性があるかどうかである。

婚姻前の氏使用は、女性の社会進出の推進、仕事と家庭の両立策などによって、婚姻前から継続する社会生活を送る女性が増加するとともに、その合理性と必要性が増している。

●14:00～17:00 「六甲ウィメンズハウス開設—住まいは人権」～誰もが安心・安全に尊厳を持って暮らせる社会をめざして～

講師：正井禮子氏（NPO 法人女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ 代表理事）

最初に、「ウィメンズネット・こうべ&WACCA」について説明がありました。

歩みとしては、1992年、女性と子どもの人権を守り、男女平等社会の実現をめざして発足。1994年3月～9月、「女たちの家」開設（震災で失う）。1995年、震災直後に女性支援ネットワークを立ち上げて活動。2004年、DV被害女性と子どものためのシェルター（ともだちの家）を開設。2013年、女性やシングルマザーと子どものための居場所 WACCA（わか）開設。2015年、認定 NPO 法人資格取得。2019年、兵庫県居住支援法人に指定される。2024年、困難を抱える女性・母子へ「六甲ウィメンズハウス」開設。

続いて、「DV被害者支援の現状と課題」～ジェンダー平等社会を築こう～とのお話が

- 1、 DV とは？
- 2、 被害者心理 加害者の特徴
- 3、 子どもへの影響
- 4、 DV はなぜ起きるのか？
- 5、 被害者支援について
- 6、 DV 防止に向けて

の順に沿ってありました。

DVの実態としては、2023年度内閣府男女共同参画局の調査報告から、女性の4人に1人がDV（身体的・精神的・性的暴力のいずれか）を経験・27.5%。10人に1人は何度も暴力を受けている13.2%。被害女性の6人に1人が命を感じる程の暴力を受けたことがある・15.6%

また、同調査報告より、DVを受けて別れた女性は10.8%。別れたかったが別れなかった女性45.8%。

別れなかった理由、子どものため65.8%、その後の経済的不安44.7%。誰にも相談しなかった40%。

相談しなかった理由は、相談するほどのことではないと思った47%、自分にも悪いところがあると思った32%、自分さえ我慢すればやっていける21%。

ウィメンズネット・こうべでは、「困難を抱える女性たちが“ここにしか住めない”ではなくて“ここに住みたい”と思える住まいづくりを！」との考えのもと活動をしてこられました。

女性たちへ住まいの果たす役割は、困難を抱える女性の支援の活動においては、清潔で安全で健康で文化的な住まいを探すことが重要となる。安心・安全に暮らせる適正な住まいが確保されて初めて、自立した新しい人生をスタートする意欲が得られるからである。

特に周囲から孤立しがちなシングルマザーにとっては、適正な住まいと物資の支援があり、いつでも相談できる支援員が常駐しているなど、安心して暮らせる環境に身を置くことが自立支援や、子どもの虐待防止や健全育成に繋がる。

ここでは、女性たちに就業の機会の提供や、食糧支援、生活再建に向けて、日頃からの連携機関に繋ぐことも可能である。

建設整備については、コープこうべの旧女子寮を無償で提供を受け、運営は神戸学生青年センターと共同で進めている。

工事の事業費は１億９千８百万円（消費税込）。このうち３分の２の１億２千万円は国庫からの補助。

六甲ウィメンズハウスで何ができるかということ、地域で孤立しがちなシングルマザーの子どもたちにとって、学生らと共に暮らすことで、お互いに学びあうことが出来る。信頼できる大人と出会うことは、子どもたちの心身の健やかな成長に大きく影響する。特に留学生との出会いによって、経験の少ない子どもたちの世界観が広がることの意義は大きい。

さまざまな困難を抱える若年女性には、DVや虐待等に理解のある支援者が常駐している環境で生活し、心理的なケアや就労支援等のサポートを受けることによって自立が促進される。

多様な世代や属性を持つ女性たちが共に暮らすことで、サポートグループや手仕事のグループや読書会等、さまざまな試みに参加することができる。そして、そのようなつながりの中で、孤立や不安から、安心や信頼を育て、困難を抱える女性たちが自信や未来への希望を持てるように変化する可能性がある。

母親の心の安定は子どもの安心にも繋がる。

事業の波及効果—より良い社会や仕組み作りに向けて、大きな社会的インパクトが期待できる。

- 1、困難を抱える女性の多世代居住のモデルの提示
- 2、民間事業者によるストック活用・リソース活用の新たな選択肢も提供
- 3、支援の妥当性、必要性

4、高齢化が進むオールドニュータウンの再生への寄与

次に、DV防止教育の重要性・必要性について話があり、対等な人間関係を育てることを学ぶ、中高生へのデートDV防止授業の紹介

対等な関係って？ わたしの権利 気持ちをことばで伝えよう DVのある家庭で育っても… 対等で自立した関係 ステキな恋愛のルールをパワーポイントでわかりやすく説明している。

最後に、DV根絶に向けて世界の歩み

- 1、 イスタンブール条約 欧州協議会が2011年制定 女性に対する全ての暴力を犯罪 現在40か国が批准 日本、アメリカは非批准。
→これによる日本の損失は8億円。
- 2、 被害者が仕事や学校、コミュニティを捨てて逃げることを前提とした制度設計→DV加害者処罰法の制定
- 3、 ジェンダー平等教育の実施 保育所～大学まで ジェンダー平等社会の実現をめざすー暴力のない社会
- 4、 共同親権の抱える問題ー加害者の支配が継続する 欧米では見直しが始まっている 子どもの意見を聞く 女性対男性の闘いではなく、社会対暴力の闘いへ

今回受講しての感想としては、ジェンダー、DV（対女性、対子ども）、共同親権制度、夫婦同氏・別氏問題は、これからの社会にあって避けて通れない問題であり、政治が果たさなければいけない役割が大変大きいと感じます。大変多くのことを学ぶことができましたので、誰一人置き去りにしない社会の構築に向け、思索を深め、施策づくりに取り組んでゆきたいと思います。